

産業別最低賃金への取り組み事例 1

基幹労連における 産業別最低賃金への取り組み

中央執行委員 稲葉 潔

はじめに

基幹労連では、産業別最低賃金（産別最賃）に関する取り組みについては、われわれの関係する産業をより魅力ある産業としていくために不可欠な活動として、最低賃金対策委員会を設置し年4回程度の会議開催とともに、産別最賃引き上げに向けた具体的な戦略・戦術について検討し成果をあげてきています。

最低賃金対策委員会とは

基幹労連において組織している最低賃金対策委員会は、基幹労連の各産業に関わる各都道府県の審議委員で構成しています。各委員は、基幹労連の各都道府県本部の

事務局長を中心に、最賃委員を担当している組合の委員長から執行委員など多彩な顔触れが集まつた組織となっています。

毎年の委員会での基本的な議事内

容は、1月に企業内最低賃金の協定化や金額改善、さらには産別最賃の検討の会議を開催し、6月頃には産別最賃の金額改正に向けた基本的な進め方を確認します。その上で、7月後半には目安等の様々な情勢を分析し具体的な金額改正への戦略や主張点等を確認し、その後、各委員は金額改正の審議会や専門部会に臨みます。そして、11月頃には各都道府県での審議経過にもとづき、その総括をしながら課題の発掘に努めています。

2008年の審議にむけた準備

2008年の産別最賃に向けた具体対応としては、各加盟組合が取り組む項目として、企業内最賃の協定化や高卒初任給水準を目指した金額改善、「公正競争ケース」のための金額改正の必要性の機関決議、さらには企業内最賃の関係労使当事者による産別最賃の申請に活用する旨の意思疎通等について方針を整理し、AP春季取り組みの第1回中央戦術委員会で確認しながら、各組合の積極的な対応を促しました。

また、最賃対策委員の対応としては、「労働協約ケース」による申出に向けた努力をはかり、「公正競争ケース」であっても添付する企業内



稻葉 潔 いなば・きよし

日本基幹産業労働組合連合会
(基幹労連) 中央執行委員

1990年4月 日本鋼管株式会社入社
1994年9月 NKK福山労組執行委員
2000年9月 NKK労連中央執行委員
2003年9月 JFEスチール労連
中央執行委員
2006年9月より現職



最賃協定を増加させることに取り組むとともに、具体的な審議に入る前段に、各審議委員との連携強化、さらには経営側との十分な連携を図る

ことも含めて、意思結集を図つてきました。

一方、産別本部の取り組みとしては、経営者団体等に対する協力要請を強化しており、2008年は3団体に「①産別最賃は、労使のイニシアティブで決定していくことを踏まえ、金額改正の取り組みへの協力要請、②産別最賃の金額改正の取り組みを円滑に行うため、基幹労連が本要請を行っていることについて、会員各社に周知の徹底の要請」という趣旨の申し入れ行動をいたしました。

そうした中で、7月の最低賃金対策委員会において、2008年産別最賃の金額改正への対応を協議し、①円卓合意を受けて、絶対額重視を基本に、高卒初任給や企業内最賃の最低水準への到達をめざす、②地域別最低賃金の引き上げ幅以上の引き上げをめざすこと等を基本目標とし、主な主張点も含めて意思統一をはかつてきました。

2008年の審議の経過と特徴

2008年の産別最賃審議会・専門部会は、おおむね8月下旬の地域別最賃の結審を受けて以降、本格的

に審議を開始し、9月初旬から10月末にかけて行われました。審議にお

いては、昨年と同様、大幅に高い地域別最低賃金の引き上げがあつたことにより、産別最賃の引き上げにも追い風となりました。

しかしながら、使用者側からは、各地方経済および経営状況の厳しさを理由として、また、地域別最賃に捉われない厳しい主張を展開するなど、大幅な引き上げに難色を示すケースも多くみられました。特に、大都市を中心労働側の思いが届かず、地域別最賃の上げ幅との比較において、全体としてはきわめて厳しい結果となりました。

こうしたなか、基幹労連に関係する鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の産別最賃においては、引上げ額が7円～16円となり、引き上げ幅としては、昨年に引き続き高い引上げ額となりました。

これらは、地域別最賃が大幅に上がった追い風もさることながら、比較的好調と思われる地方の産別最賃が先行して決着するといった産業間、地域間における取り組みが相乗効果となつて現れたものと評価しており、最賃対策委員の奮闘の結果と

今後の課題

基幹労連では、産業別最低賃金現在の激変する環境からは、経済情勢および企業経営はより一層厳しさを増すものとみられおり、こうした背景から、各地方とも本年は厳しい審議となることが想定されます。

産業別最低賃金の引き上げには、地方連合をはじめとして産別、当該単組がさらに連携を強化した取り組みはもちろんのこと、絶対水準を重視した取り組みを進めることや、審議会以前などの早い段階において労使間での意思疎通を図るなどの工夫とした取り組みが重要と考えています。

さらに、産別最賃の申請要件の確保に向けた企業内最賃の協定化を一層推進していきます。さらに企業内最賃は産別最賃の引き上げにおいて最大の根拠となります。それが低すぎると産別最賃の引き上げの制約条件になりかねません。近年の産別最賃の大額な引き上げにより、企業内最低賃金との幅が縮小する傾向にあり、企業内最賃協定の引き上げが喫緊の課題となつてています。

今後とも基幹労連としては、連合・JCと連携しながら、我々の役割を認識しながら責任ある立場で取り組みを進めていきます。

受け止めています。

また、産別全体としては、戦術面において、連合・JCなど関係先と連携し、地域、産業の枠を越えて最も効果的な戦術を立てることなど、産別最賃の取り組みを一層強化していくことはもちろん、特に当該産業としてのあるべき水準論を展開するための具体戦略も求められています。さらに、情報提供の面では、引き上げ額や対地賃額などの他に、相手の経緯や労側の主張点など、各都道府県の審議に役に立つ情報をどのように伝えられるか一層の工夫が求められています。

さらに、産別最賃の申請要件の確保に向けた企業内最賃の協定化を一層推進していきます。さらに企業内最賃は産別最賃の引き上げにおいて最大の根拠となります。それが低すぎると産別最賃の引き上げの制約条件になりかねません。近年の産別最賃の大額な引き上げにより、企業内最低賃金との幅が縮小する傾向にあり、企業内最賃協定の引き上げが喫緊の課題となつてています。

産業別最低賃金への取り組み事例 2

関東ブロックにおける 産業別最低賃金への取り組み

金属労協関東ブロック代表 須田 孝

プロローグ

中賃の地域別最低賃金額改定の「目安」は、2003年7月24日、各ランクとも0円とする、翌2004

(単位：円／h)

中賃目安の推移

ランク	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
A	0	示さない	3	4	19	15
B	0	示さない	3	4	14	11
C	0	示さない	2	3	9～10	10
D	0	示さない	2	2	6～7	9

*2008年は生活保護水準との乖離がある都道府県については、別途乖離額を解消する目安が示された。

年7月26日、「目安を示さないことが妥当」と示された。2年連続で実質据置となつた目安に対し地方最低賃金審議会、産業別最低賃金専門部会には激震が襲つた。2004年の東京における地方最低賃金審議会では、地域の自主性発揮を提起する観点からもいち早く2円の引き上げを決定し、全国に情報発信を行つた。

取り巻く環境は厳しかつたが、最低賃金の絶対水準が低い中で、どうしたらこれを引き上げることができるのであるか。何かしなければ“との思いで関東ブロック県代表者会議での議論をスタートさせた。

賃金を業種別で見ると圧倒的に金属業である。また、電機・精密や輸送用機械、一般機械は、ほぼ全国的に決定されている。こうしたことから金属産業の産業別最低賃金の審議動向は各県内での他の業種における産業別最低賃金水準決定にも影響力有する事は明白であり、また近県で同一業種の産業別最低賃金水準決定にも相互に影響を有するとの認識から、従来以上に情報交換を深め、影響を高めあうという形で共闘できるとの仮説のもと、これまでの経験則から、関東ブロック各県で現実の専門部会議論における最低賃金水準決定要因を分析した。

何ができるか

1 ブロック共闘の摸索

各県で決定されている産業別最低

労働者の生計費及び賃金並びに通常

● 最低賃金水準決定要因は

の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない(改正最低賃金法9条2項)」とし、さらに本年の改正最低賃金法では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係ることができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする(第9条3項)」が追加された。この法改正による対応については後述する。

須田 孝 すだ・たかし
1988年 NKK(現JFEスチール)労働組合
中央執行委員
2000年 NKK本社労働組合執行委員長
鉄鋼労連東京都本部委員長
2003年 JFEスチール本社労働組合
執行委員長(現)
東京都地域最低賃金審議会委員(現)
2004年 基幹労連東京都本部委員長(現)
2005年 JC関東ブロック代表(現)



特集◆最低賃金制度の動向と労働組合の取り組み

現実の審議会においては地域経済情勢、他県の動向、賃金実態調査、

賃金改定状況、初任給の水準動向が

主要な要素であり、産業別最低賃金に

おいては、これら要素に加え各産業

の景況感や産業が抱える課題等につ

いて、都道府県労働局が作成・調査

する資料を基に議論はするが、日安

決定に至った背景を踏まえつつ、近

県の議論動向が最終的に公益答申の

心証に大きな影響を与えていくと感

じた。

特に産業別最低賃金は、「人材確保」や「産業の優位性を保つ」という

観点がより強く影響を受け、同一県内の他の産業別最低賃金の改定状況

や、近県の同一業種の産業別最低賃金の改定状況を意識した審議がなされ

ている傾向を読み取ることができた。

●共闘の具体的な姿は

こうした分析に立ち、産業別最低賃金専門部会においては、近県との連携や産業別最低賃金専門部会のよ

り一層の連携により公益委員に対す

る心証アップを図ることが重要では

ないかとの結論に達した。

そこで、JC関東ブロック及び地方連合金属部門連絡会での連絡調整会議等を適宜開催することを中心、具体的方法として以下の取り組みを

進めてきた。

①JC関東ブロック県代表会議にお

ける各県の最低賃金取り組み情報

交流(3月、5月、8月を中心に議論)

②地方連合金属部門連絡会での議論

及び地方連合最低賃金対策委員会

③地域最低賃金本審委員との綿密な

情報交流

④専門部会審議日程、結審日調整

(打順決定)

若干細部について触れる。

①については大方針としてJC最

賃全国会議での決定や、各産別の方

針を踏まえつつ、地域の状況や審議

状況について意見交換を行う中で、

各県において取りまとめておくべき

情報(審議日程・審議における公・使

の主張点)の内容についての合意形成

を図っている。

②③は、地方連合の地域最低賃金

議論や産業別最低賃金

取り組み方針への強い

関与と金属部門以外の

業種に対する産業別最

低賃金の必要性を訴え

る場とし、最低賃金額

改正への署名活動や都

道府県労働局への要請

行動へと繋げている。

幸いにして東京の労働

側本審委員は6名中4

名が金属部門であり、

比較的有意義に取り組

みがなされている。

④であるが、200

5年東京において産業

別最低賃金専門部会の

結審日程の決定に当た

アルを行なった。比較的業績の良い

「鉄鋼」「輸送用機器」を先行させ、

「一般機械」「電気機械」の順で専門

部会結審日を設定し臨んだ。200

5年当時は鉄鋼の業績が他部門を抜

きん出ていた感があり、鉄鋼は他よ

りUPして当然“という雰囲気では

あつたものの、地質の引き上げと同

程度の確保ができた。2006年、

2007年、2008年とこうした

取り組みの成果が出てきているとの

思いが強い。左表における東京・神

奈川の各産業別最低賃金の引き上げ

額の推移を見てみると、相関関係を

読み取っていただけると思う。(単

位:円/h)

同時に関東ブロックでは、各県の

「審議日程」「公・使の主張内容」を

共有しあう取り組みを開始し、特に

近県同士で専門部会での主張の共通

化を図った。

これまで賃金改定状況調査の第4

表(一般労働者及びパートタイム労

働者の賃金上昇率)を中心とした引

き上げ議論からすれば一定の成果が

挙げられたものと認識している。

2 改正最低賃金法の下での取り組み

2008年は、改正最低賃金法の

(単位:円/h)

都道府県	乖離額	2008地賃 引上げ額	残された 乖離額
北海道	53	13	40
青森	11	11	0
宮城	20	14	6
秋田	9	11	
埼玉	41	20	21
千葉	16	17	
東京	80	30	59
神奈川	89	30	59
京都	33	17	16
大阪	34	17	17
兵庫	22	15	7

の年数で除した額と各ランク別に示された目安額の何れか高い方を目安とする」として審議が開始された。労働側委員は「どちらか高い方ではなくどちらも必要であり、その合計額を目安とすべし」と主張しつつも、結果として生活保護基準との乖離を埋めていく水準で結審したところである。このことは2009年、2010年もおそらく同様の議論となると思われる。

下で「生活保護水準との整合性」を踏まえた審議となつた。中賃目安では、例年のランク別引き上げ目標水準に加え、生活保護水準との整合を図る観点で、別途生活保護水準との乖離がある都道府県についてはその解消を求める答申も示された。

2008年の審議経過を踏まえ、課題を2点述べておく。

● 地域別最低賃金

生活保護水準との乖離がある県における取組み課題

2008年の地方最低賃金審議会では、「生活保護水準との乖離がある県については、乖離額を解消する為に必要な年数を協議し、乖離額をそ

の年数で除した額と各ランク別に示された目安額の何れか高い方を目安とする」として審議が開始された。労働側委員は「どちらか高い方ではなくどちらも必要であり、その合計額を目安とすべし」と主張しつつも、結果として生活保護基準との乖離を埋めていく水準で結審したところである。このことは2009年、2010年もおそらく同様の議論となると思われる。

● 産業別最低賃金

現在の新産業別最低賃金に移行するとき、地域別最低賃金水準の110%以上の産業別最低賃金が移行をスムーズに行うことができた。これまで、産業別最低賃金の引き上げ水準議論では、「地賃+a」「産業別最低賃金との相対的ポジションの維持」を大きな拠り所としてきた

組みで明らかに、協約ケースでの申請とそれに基づく到達水準目標を掲げて取り組まなければ、地域別最低賃金に埋もれてしまうという危機感を持たねばならない。

見ても、生活保護水準に未達の業種があることでも明らかである。3月には2009年の産業別最低賃金額改正の意向表明がなされ、7月頃には必要性の審議がなされるが、ここでの決定は「全会一致」がeruleであり、生活保護水準に未達の業種別最低賃金の業種では、経営者団体から「改正不要」の声が起きかない。

が、2007年、2008年の取り組みで明らかに、協約ケースでの申請とそれに基づく到達水準目標を掲げて取り組まなければ、地域別最低賃金に埋もれてしまうという危機感を持たねばならない。

これは、2008年の決定結果を

本来の地域別最低賃金水準が初任給との整合を保つことであるとすれば、現時点で生活保護基準との乖離が存在する県は、その目指すべき水準の議論のスタートラインにすら付いていない状況にあるといえる。

地域別最低賃金がセイフティーネットとして認知されたことは評価しつつも、働くより生活保護受給者の生活が楽という状況では、働くことに対するモラルハザードが生じる。

また、生活保護世帯の早期自立化と称して生活保護水準の見直しの議論もなされてきている。これらへの対応を抜かりなく進めていかねばな



金属労協最賃センター 2009年度全国会議 (2009.1.28)

産業別最低賃金への取り組み事例 3

2008年最低賃金の取り組み ～福島県の事例～

JAM南東北書記長 大竹 初夫

はじめに

福島県の最低賃金の取り組みは、連合福島の中に最低賃金対策委員会を設置し、連合福島構成組織は勿論のこと、県民、県・市・町・村議会も巻き込んだ県全体での展開となっています。

最低賃金対策委員会は、連合福島副会長を正・副議長とし、産業別最低賃金を主管する産別代表者さらに県最低賃金審議会委員（労働側委員は全員連合福島）と連合福島事務局で構成されています。

最低賃金対策委員会では、年度ごとの、地域別最低賃金・産業別最低賃金の取り組み目標の設定をはじめ、

構成組合員の署名活動、街頭での署名活動、議会への要請活動、労働局に労働行政への要請などの具体的な取り組み方針を決定し、連合福島の執行委員会へ答申しています。

以下、2008年の具体的取り組みについてご報告いたします。

1. 2008年の取り組み経過

(1) 地域別最低賃金の改正要求と産業別最低賃金改定意向表明

2008年3月24日(月)に連合福島最低賃金対策委員会で地域別最低賃金の改正要求と産業別最低賃金の改正意向表明を福島労働局長に提出

40年ぶりに改正された最低賃金法の施行に合わせ、改正内容の徹底と中央審議会日安審議のヤマ場における、最低賃金の大幅引き上げと底上げ、最低賃金の大額引き上げと底上げ（パートタイマー等の賃金水準の引き上げ）を図る取り組みとして各地区連合で街頭宣伝活動を実施。

2. 地域別最低賃金の取り組みとまとめ

(連合福島報告抜粋)

福島県最低賃金の改正審議は、7月8日(火)第2回審議会で福島労働局長より諮問されスタートし、本審議会を4回、専門部会6回、公・労

した。

(2) 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める署名活動

2008年4月初旬から、各構成組織、各地区連合で「福島県最低賃金の引き上げと早期発効」を求める署名活動を展開。結果は、127、488名の署名を集約。

(3) 最低賃金の大幅引き上げキャンペーン

40年ぶりに改正された最低賃金法の施行に合わせ、改正内容の徹底と中央審議会日安審議のヤマ場における、最低賃金の大幅引き上げと底上げ、最低賃金の大額引き上げと底上げ（パートタイマー等の賃金水準の引き上げ）を図る取り組みとして各地区連合で街頭宣伝活動を実施。

①チラシ・ティッシュ配布
②宣伝カーによる街頭宣伝

(4) 産業別最低賃金の改正申し出

2008年7月24日(木)に現行5業種の産業別最低賃金の改正申し出を福島労働局長に提出した。「非鉄金属」が労働協約ケースで、他業種は公正競争ケースの申し出。



委員会を1回開催し、8月26日（火）の第5回審議会で現行の最低賃金629円を12円引き上げて、時間額641円に改正する内容で福島労働局長に答申しました。

この間、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告は現行水準から、Aランク15円、Bランク11円、Cランク10円、Dランク7円の引き上げ目安の報告がありました。また、生活保護水準との乖離がある都道府県については、地方最低審議会がその額を解消する期間を定める年数で除した金額と上記目安額とを比較して大きい方の額とすることとしました。

専門部会においては、7月8日に福島労働局長からなされた「福島県最低賃金の改正決定に関する諸問

の趣旨を踏まえ、8月12日に伝達された中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金改正の目安に関する答申」の内容を尊重し、さらに金審議会が独自に取りまとめた「福島県最低賃金改正の在り方等に関する小委員会報告」の結論に基づき7月24日以降6回にわたり慎重に審議を重ねてきました。

伝達された本年度の中賃の目安の考え方については、労使双方ともこれを理解するとともに、この考え方によれば、2006年度において福島県最低賃金が生活保護を33円上回っており、さらに2007年度に福島県最低賃金を11円引き上げたことにより最低賃金が生活保護を44円上回ることとなつたため、福島県においては、生活保護と最低賃金との乖離は認められることについて、労使双方とも確認しました。

労働者側からは、円卓会議での高卒初任給を基準とした賃金の底上げの議論が考慮されず、大幅に後退したことへへの不満を示し、目安額を大幅に上回る引き上げの主張をしました。

使用者側からは、賃金改正状況調査結果（第4表）における改正率を大幅に上回る目安額が示されたことについて不満がしめされるとともに、現下の経済情勢や中小企業の状況を踏まえれば目安額を超える引き上げは困難との意見が表明されました。

公益委員として、労使の意見の一致を見るることは困難と判断し、上げ幅41円の公益見解を示し、採決に供

考考え方については、労使双方ともこ

することとしました。

労働側は宮城県の水準との格差解消を最終目標としていたため、12円の引き上げ額では結果して格差が拡大し、絶対額では不満でしたが、Cランクの中での相対額を見れば、生活保護との乖離が無い県の中では上

げ幅は高く、公益見解にも現在の厳しい経済情勢の中で、宮城県との格差解消の配慮が受け取れることと、今後に続く産別最賃への影響を考慮し、公益見解に賛成することとしました。採決の結果は、部会、本審とともに、使用者側全員反対、公益側と労働側全員賛成の採決で結審しました。

また、12円の引き上げを行った場合の影響率は、2・63%（推定5,496人）であり、昨年の11円を引き上げた際の影響率3・78%（推定8,032人）を結果して下回ったことについては、金額審議に

地 域	時間額	引上げ額（率%）	発効日
福島県最低賃金	641円	12円（1.91）	2008年10月22日

3. 産業別最低賃金の取り組みとまとめ

福島県の産業別最低賃金は現行5業種、「非鉄金属」「電気機械器具（名称簡略化）」「輸送用機械器具」「精密機械器具」「自動車小売」であり、いずれもJC関連の産業別最低賃金となっています。

この5業種は、「非鉄金属」が基幹労連、「電気機械器具」が電機連合、「精密機械器具」がJAM、「輸送用機械器具」と「自動車小売」が自動車総連とそれぞれの産別が主管となり改正意向表明から改正申し出までの手続き、さらに専門部会の委員となり審議に参加しています。

少し横道に逸れますか、この改正申し出までの準備は例年困難を極めています。特に「電気機械器具」と

おいて、次年度に課題を残すことになりました。しかし、時間額641円は最低賃金に張り付いた募集時給においては、市場の上げ幅が10円刻みであることから、実質650円の影響力があり、端数1円にこだわった金額審議は、大きな成果であり、今後の産別最賃の金額審議と次年度の審議につなげて行きたいと思いま

特集◆最低賃金制度の動向と労働組合の取り組み

「精密機械器具」は、申し出要件（適用労働者数の1／3の合意）をクリヤーするために、労働組合のない企業を訪問し、個別合意をお願いしています。このような状況下での改正申し出ですから、自ずと力が入ります。

さて、今回の産業別最低賃金の取り組みですが、一番の課題は40年ぶりの最低賃金法の改正で業種の枠組みが変更されるという点でした。特にJAMが主管する「精密機械器具」は、大きく枠組みが変更となることから、産業別最低賃金として維持できるのかが大きな課題でした。しかしながらこの問題は、皆さんもご承知のとおり2008年は現行のままで継続できることとなり、ひとまず胸を撫で下ろすこととなりました。

さて、具体的な審議内容は、現下の経済情勢、中小企業の経営状況を取り巻く環境は原材料高、大企業からのコスト転嫁により各業種ともに最低賃金を上げる状況にないとする使用者側委員の主張と、産別ごとに適切と思われる水準額を持っているものの、セーフティネットとしての最低賃金の底上げ、物価上昇分の最

低賃金への転嫁、昨年までの地賃対比率を確保したい労働側委員の意見が真に向からぶつかり合う審議となりました。

特に使用者側委員は、地域最賃の

12円アップに対しても反対の立場の本審委員と地域最賃の審議に参加していなかつた新たな委員ですから、地域別最賃のアップに関する議論からとなり、産別最賃を地域最賃の

レベルに引き上げることさえ困難と思われました。さら

に、他地方の予想以上に厳しい状況も見ながらの審議となりました。

2008年12月1日

最後に

2008年最低賃金の取り組みは、私が経験した過去9年間の中でも特に印象に残るものであり、また、

成果が感じられたものであったことを付け加えさせていただきます。

今後の取り組みは、昨今の状況から察すれば、困難が予想される取り組みとなりそうですが、私たち組織労働者が、全労働者のセーフティネットをしっかりと守つていかなければならぬと実感しました。

しかししながら労働側は、最後まで地域別最低賃金の引上率、現下の経済情勢、内需拡大、賃金の低廉な労働者の底上げ、物価上昇を訴え続けたことから、公益委員として、公益委員として、労使の意見の一一致を見ることは困難と判断し、労働側が主張した内容をほとんど加味した公益見解を示しました。

結果して、全業種とも全会一致にいたらず、公益見解をもって採決による部会報告となりました。

この公益見解は、先述の福島地方審議会で取りまとめた「福島県最低賃金改正の在り方等に関する小委員会報告」に準拠した、公益委員の前向きな姿勢であり、評価に値するものと判断しています。

2008年度産業別最低賃金

産業別	時間額	アップ額（率%）	発効日
非鉄金属製造業	751円	14円（1.90）	2008年12月1日
電気機械器具製造業	709円	13円（1.87）	
輸送用機械器具製造業	743円	13円（1.78）	
精密機械器具製造業	737円	13円（1.80）	
自動車小売業	736円	13円（1.80）	